

【事案１】 車検切れ公用車（都市整備課）の使用について

都市整備課が管理する公用車１台について、車検の有効期間が満了し、自賠責保険の有効期限が切れていたにもかかわらず、運行していたことが判明しました。

１．事案確認日

令和６年９月５日（木）

２．判明した経緯

令和６年９月５日に都市整備課職員が車検ステッカーを確認した際に、当該車両が令和６年６月１日に車検の有効期間が満了していたことが判明しました。

３．車検の有効期間満了後の使用状況

- | | |
|------------|---------------|
| １）有効期間満了日 | 令和６年６月１日 |
| ２）使用期間 | 令和６年６月２日～９月５日 |
| ３）使用日数及び回数 | ５６日 のべ７９回 |
| ４）運転実人数 | １０人 |
| ５）走行距離 | ２，５５３km |

４．原因

車検の有効期間満了日の確認不足によるもの。

５．判明後の対応

直ちに当該車両の使用を中止し、必要な検査を行っています。また、市が所有する全車両の車検状況を一斉調査した結果、さらに１件の事案が判明しました。⇒事案２
なお、本事案は、９月７日に留萌警察署に報告しております。

６．再発防止策

- １）公用車管理規程に基づき、日常点検の際には車検ステッカーの確認を徹底します。
- ２）車検の有効期間満了日については、運行日誌、キーボックスなどに明示し、公用車使用前に運転者による確認を行うこととします。
- ３）車両予約システムで、車検の有効期間満了前に、画面上に車検が必要な旨の注意喚起を表示します。
- ４）自賠責保険の支出業務を行っている総務課において、有効期限が切れる前に、対象となる車両を管理している所管課に対して通知を行う２重チェック体制とします。
- ５）車検が切れた車両を運行した場合の危険性や法令遵守について、改めて全職員に周知徹底を図ります。